

第2節 広島の更なる3Rを進める「循環型社会の実現」

第1款 資源循環を基本とした社会づくり

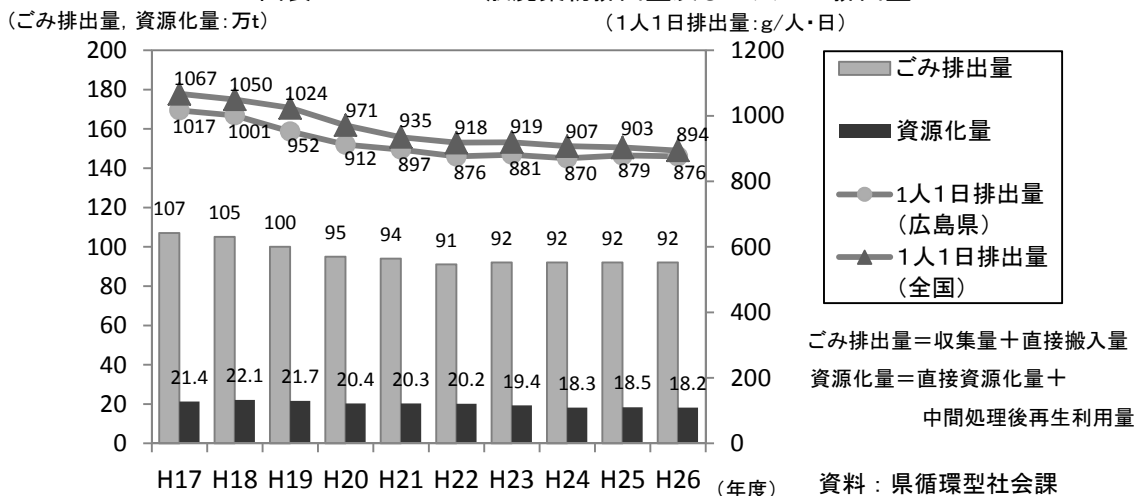
【現状と課題】

(1) 排出の状況

一般廃棄物は、市町が定める処理計画に基づき処理が行われています。県内全体及び1人1日当たりの排出量は、平成13年度以降継続的に減少していましたが、単身世帯の増加やライフスタイルの変化などにより、近年は横ばいとなっています。

また、事業者の責任で処理することになっている産業廃棄物の排出量は、概ね年間1,400万トン前後で推移しています。

図表 2-1-1 一般廃棄物排出量及び1人1日排出量



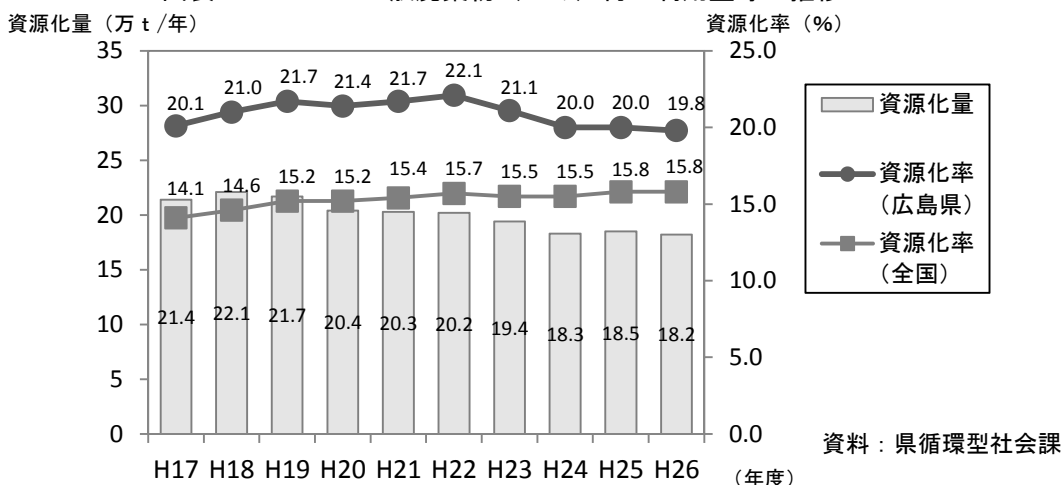
(2) 再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の状況

各種リサイクル法の整備などを背景に、一般廃棄物資源化率はリサイクルの定着等により全国平均を上回っていますが、近年、スーパー等の店頭回収など、行政によらない回収形態の普及などにより減少傾向にあります。産業廃棄物再生利用率は着実な取組により増加傾向にあります。

一方で、廃棄物の多様化が進み、処理困難なものも増えています。

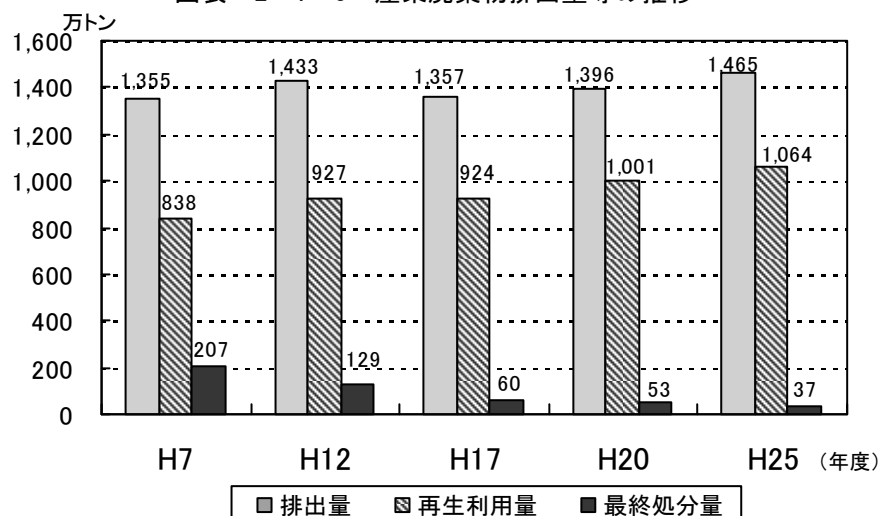
こうした状況を踏まえ、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）を推進するとともに、実用的なリサイクル技術の開発、リサイクル製品の販路拡大などによる再生利用（リサイクル）の取組を更に強化する必要があります。

図表 2-1-2 一般廃棄物（ごみ）再生利用量等の推移



その他地球温暖化対策の推進
資源循環を基本とした社会づくり

図表 2-1-3 産業廃棄物排出量等の推移



資料：県産業廃棄物対策課

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

指標の区分	指標項目 (内容)	単位	基準年度値 (H25)	現状値 (H26)	目標値	目標年度
環境・施策	一般廃棄物排出量	万 t	92.2	91.8	87.4 以下	H32
環境・施策	1人当たり一般廃棄物排出量	g	879	876	858 以下	
環境・施策	一般廃棄物再生利用率	%	20.0	19.8	19.0 以上	
環境・施策	一般廃棄物最終処分量	万 t	11.9	10.6	10.3 以下	
環境・施策	産業廃棄物排出量		1,465	1,435	1,480 以下	
環境・施策	産業廃棄物再生利用率	%	72.6	80.8	73.1 以上	
環境・施策	産業廃棄物最終処分量		2.5	2.4	2.4 以下	

1 一般廃棄物の3Rの推進

【取組状況】

(1) 排出抑制及び減量化

ア 廃棄物抑制啓発広報事業（環境保全活動支援事業） [環境政策課]

ひろしま地球環境フォーラムと連携し、県民へ温暖化防止や廃棄物の抑制など環境配慮の取組を促す啓発広報を行っています。

【平成27年度実績・平成28年度内容】10月の「3R推進月間」を中心に、テレビ等を通じて、廃棄物の抑制や温暖化防止・環境配慮の取組を促す啓発広報を実施。

※ 関連事業：マイバッグ運動の推進 (P14)、容器包装リサイクル法の推進 (P25)、環境月間行事の実施 (P89)

1 3R：リデュース (Reduce：発生抑制)、リユース (Reuse：再利用)、リサイクル (Recycle：再生利用) のこと。リフューズ (Refuse：過剰包装等の拒否)、リペアー (Repair：修理) を含めて5Rとすることもある。

(2) 一般廃棄物のリサイクルの推進

ア 容器包装リサイクル法の推進 [循環型社会課]

市町が行う分別収集の徹底に向けた取組を支援するとともに、県民に対して分別排出の必要性を周知しています。

【平成27年度実績・平成28年度内容】第7期県計画、市町分別収集計画に基づき、市町の容器包装廃棄物の円滑な分別収集を助言、推進。

図表 2-1-4 容器包装廃棄物の分別収集の状況

区 分	27年度実績(t)	28年度計画(t)
無 色 ガ ラ ス	6,065	6,056
茶 色 ガ ラ ス	5,901	6,233
そ の 他 の ガ ラ ス	2,531	2,291
そ の 他 の 紙	0	261
ペ ッ ト ボ ト ル	4,312	4,180
その他のプラスチック	24,264	23,675
(うち白色トレイ)	8	15
ス チ ー ル	3,251	4,080
ア ル ミ	2,726	2,632
段 ボ ー ル	8,017	8,993
飲 料 用 紙 パ ッ ク	77	161
計	57,144	58,562

資料：県循環型社会課

イ 小型家電リサイクル推進事業 [循環型社会課]

レアメタルなどの有用金属等を含む使用済小型家電について、本県の実情に即したリサイクルを推進しています。

【平成27年度実績】江田島市の小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業を支援。

【平成28年度内容】使用済小型家電の回収が円滑に進むよう、市町に対する技術的支援を実施。

2 産業廃棄物の3Rの推進

【取組状況】

(1) 発生抑制及び減量化

ア 多量排出事業者への産業廃棄物処理計画の策定指導 [産業廃棄物対策課]

多量排出事業者等へ、産業廃棄物処理計画の策定を指導しています。

(対象事業者) ①前年度の産業廃棄物発生量が1,000トン以上の事業者【廃棄物処理法】

②前年度の産業廃棄物発生量が500トン以上1,000トン未満の事業者

【生活環境保全条例】

③前年度の特別管理産業廃棄物発生量が50トン以上の事業者【廃棄物処理法】

【平成27年度実績・平成28年度内容】平成27年度は①196事業者、②77事業者、③31事業者が計画を策定。

(2) 建設廃棄物のリサイクルの推進

ア 建設リサイクル法の推進 [技術企画課]

「建設リサイクル法」の趣旨に基づき、建設副産物のリサイクルを推進しています。

また、「建設リサイクル法」に係る広島県実施方針の目標値達成のため、建設リサイクルの推進に向けた基本的な考え方、目標、具体的施策を定め、建設副産物に対する総合的な対策を推進しています。

【平成27年度実績・平成28年度内容】建設リサイクル法届出審査業務及びパトロール等を行い、資源の有効利用と廃棄物の適正な処理を推進。

(3) 産業廃棄物埋立税を活用した施策の推進

ア 産業廃棄物埋立税の延長及び使途の拡大（産業廃棄物埋立税検証事業） [循環型社会課]

平成23年12月に提出された産業廃棄物埋立税検証懇話会の報告書（「広島県の産業廃棄物埋立税のあり方について」）を基に、課税期間の延長や使途の拡大について検討した結果、平成25年度から産業廃棄物埋立税の課税期間を5年間延長するとともに、税収の使途を産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに関する施策を基本としつつ、その他の循環型社会の形成に関する施策にも拡大することとしました。

【平成27年度実績・平成28年度内容】産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに関する施策とすることを基本としつつ、その他の循環型社会の形成に関する施策も推進。

イ 産業廃棄物に対する課税と税充当事業の実施 [環境政策課・循環型社会課・産業廃棄物対策課]

平成15年4月から導入した「産業廃棄物埋立税」を活用し、3Rの推進、廃棄物の適正処理、啓発活動及びその他の循環型社会の形成を推進しています。

【平成27年度実績】税収を活用して次の事業を実施。

- | | |
|------------------------------|--------------------------------|
| ①環境保全活動支援事業（P14, 24, 86, 97） | ⑩公共関与廃棄物処分場整備事業（P35） |
| ②廃棄物処理計画策定事業（P27） | ⑪不法投棄監視体制強化事業（P36） |
| ③産業廃棄物処理実態調査事業（P27） | ⑫地域廃棄物対策支援事業（P36） |
| ④廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費助成事業（P27） | ⑬浄化槽適正維持管理促進事業（P52） |
| ⑤事業所内廃棄物排出抑制支援事業（P28） | ⑭びんごエコタウン推進事業（P93） |
| ⑥せとうち海岸漂着ごみ対策推進事業（P33） | ⑮循環型社会形成推進機能強化事業（P93） |
| ⑦PCB廃棄物処理促進事業（P34） | ⑯廃棄物排出抑制・リサイクル関連研究開発費助成事業（P93） |
| ⑧廃棄物排出事業者責任強化対策事業（P34） | ⑰リサイクル製品使用促進事業（P94） |
| ⑨産業廃棄物処理情報管理推進事業（P35） | |

【平成28年度内容】税収を活用して次の事業を実施。

- | | |
|------------------------------|--------------------------------|
| ①廃棄物エネルギー回収促進事業（P6, 29） | ⑪産業廃棄物処理情報管理推進事業（P35） |
| ②海ごみ対策関連推進事業（P6, 33） | ⑫公共関与処分場による廃棄物適正処理事業（P35） |
| ③環境保全活動支援事業（P14, 24, 86, 97） | ⑬不法投棄監視体制強化事業（P36） |
| ④産業廃棄物埋立税検証事業（P27） | ⑭地域廃棄物対策支援事業（P36） |
| ⑤産業廃棄物処理実態調査事業（P27） | ⑮びんごエコタウン推進事業（P93） |
| ⑥廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費助成事業（P27） | ⑯循環型社会形成推進機能強化事業（P93） |
| ⑦事業所内廃棄物排出抑制支援事業（P28） | ⑰廃棄物排出抑制・リサイクル関連研究開発費助成事業（P93） |
| ⑧災害廃棄物処理計画策定事業（P32） | ⑱リサイクル製品使用促進事業（P94） |
| ⑨PCB廃棄物処理促進事業（P34） | |
| ⑩廃棄物排出事業者責任強化対策事業（P34） | |

ウ 産業廃棄物埋立税検証事業 [循環型社会課]【新規】

産業廃棄物埋立税の課税期間が平成30年3月までとなっているため、税の導入効果を検証し、今後の税制度のあり方等について検討します。

【平成28年度内容】産業廃棄物排出事業者への実態調査や有識者からの意見聴取を実施。

3 資源循環の推進

【取組状況】

(1) 総合的・計画的な取組の推進

ア 廃棄物処理計画策定事業 [循環型社会課]

循環型社会と低炭素社会の一体的実現に向け、本県の廃棄物対策の基本となる計画である「第4次広島県廃棄物処理計画」を策定しました。

【平成27年度実績】平成28年3月に「第4次廃棄物処理計画」を策定。(事業終了)

(2) リサイクルの推進

ア 産業廃棄物処理実態調査事業 [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物の排出・処理の実態を把握し、廃棄物処理計画改訂の基礎資料とするため、5年毎に産業廃棄物処理実態調査を実施しています。調査を実施しない年度においても、補完調査を行うことにより、毎年度の産業廃棄物の排出量等の動向を把握し、廃棄物処理計画の適切な進行管理を図っています。

【平成27年度実績】補完調査を行い、平成26年度の実態を把握。

【平成28年度内容】補完調査を行い、平成27年度の実態を把握。

イ 廃棄物再生事業者登録 [循環型社会課]

廃棄物の減量化・再生利用を推進するため、廃棄物の再生事業について、一定の基準を満たす事業者を登録し、優良事業者の育成を図っています。

【平成27年度実績・平成28年度内容】平成27年度末時点で、94事業者を登録。

ウ 廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費助成事業 [循環型社会課]

循環型社会の実現に向け、効果が大きいと認められる廃棄物の排出抑制やリサイクル関係施設の整備に要する費用の一部を助成しています。

【平成27年度実績・平成28年度内容】平成27年度は1事業18,599千円を支援。

図表 2-1-5 助成条件

項目	内容
対象分野	廃棄物の排出抑制, 減量化, リサイクル
対象者	県内に事務所・事業所を持つ新設施設の設置者
対象経費	技術の先進性, 県内への波及効果, 県内埋立量の減量効果が高い設備, 廃棄物熱回収施設の整備費
補助率	1/3以内 (CO ₂ 排出量の削減効果が高い設備の整備は, 1/2以内)
補助額	廃棄物排出抑制・リサイクル施設 10,000千円以上100,000千円以内/件
	リサイクル推進施設 5,000千円以上50,000千円以内/件
	廃棄物熱回収施設 10,000千円以上100,000千円以内/件

エ 事業所内廃棄物排出抑制支援事業 [循環型社会課]

廃棄物の排出を抑制するため、廃棄物の排出事業者自らが行う「事業所から排出される廃棄物の排出抑制を目的とする機器整備」に要する費用の一部を助成しています。

【平成27年度実績・平成28年度内容】平成27年度は実績なし。

図表 2-1-6 助成条件

項目	内容
対象分野	廃棄物の排出抑制
対象者	県内に事業所を有する中小企業者等
対象経費	事業所外に排出する廃棄物の重量を10%以上削減、または、再生利用のために容量を30%以上減少できる機器の整備費
補助率	1/3以内（特定の産業廃棄物については、1/2以内）
補助額	20,000千円以内/件

オ 再生材を活用した海域環境改善方策に係る検討事業 [港湾漁港整備課]

石炭灰造粒物を用いた環境改善方策の実現可能性を検討し、その効果・適用条件等の知見を得ることを目的に、福山港内港地区を試験箇所として環境改善効果の調査・評価方法を検討しています。

【平成27年度実績・平成28年度内容】平成25年度までの実証実験の結果を踏まえ、海域環境改善事業を実施。

カ 各種リサイクル法の円滑な運用

(ア) 資源有効利用促進法の推進 [循環型社会課]

3R対策や分別回収のための識別表示、製造事業者による自主回収システム等について、県民に周知しています。

【平成27年度実績・平成28年度内容】製造事業者等による廃パソコン、小型二次電池（充電式電池）、二輪車（オートバイ）、携帯電話・PHS等の自主回収をホームページに掲載し、リサイクルの取組に協力するよう県民等への普及啓発を実施。

(イ) 家電リサイクル法の推進 [循環型社会課]

家電リサイクル法対象4品目の廃家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の適正な引渡しとリサイクル料金等の負担について、県民等へ周知しています。

【平成27年度実績・平成28年度内容】家電リサイクル法の適正な運用を図るよう県民等へ普及・啓発活動を実施。

(ウ) 自動車リサイクル法の推進 [産業廃棄物対策課]

「自動車リサイクル法」に基づき、自動車のリサイクルを推進しています。

【平成27年度実績・平成28年度内容】自動車リサイクル制度等について周知するとともに、関連事業者への立入検査を実施し、使用済自動車の適正処理を指導。

※ 関連事業：容器包装リサイクル法の推進（P25）、小型家電リサイクル推進事業（P25）、びんごエコタウン推進事業（P93）、循環型社会形成推進機能強化事業（P93）、廃棄物排出抑制・リサイクル関連研究開発費助成事業（P93）、リサイクル製品使用促進事業（P94）

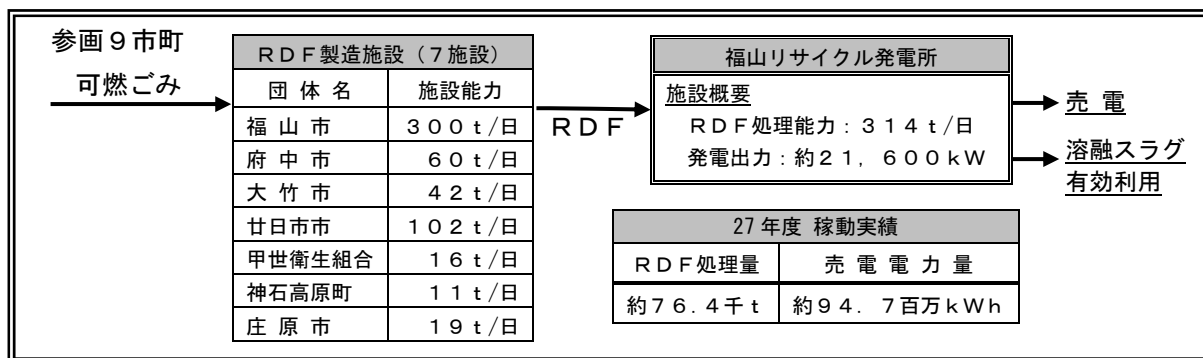
(3) サーマルリサイクル²の推進

ア 福山リサイクル発電事業の推進 [循環型社会課]

一般廃棄物の広域処理とサーマルリサイクルを通じて、ダイオキシン類、二酸化炭素の削減等の環境対策や資源・エネルギー対策を進め、併せて市町の廃棄物処理コストの低減を図るため、福山リサイクル発電³によるRDF発電・灰溶融事業を推進しています(平成16年4月操業開始)。

【平成27年度実績・平成28年度内容】搬入されたRDFを処理し、発電・灰溶融を実施。

図表 2-1-7 福山リサイクル発電事業の概要



イ 廃棄物エネルギー回収促進事業 [循環型社会課]【新規】(再掲)

市町のごみ焼却施設での廃棄物エネルギーの回収・利用促進は、処理コストの低減、電気・余熱の施設外供給による地域貢献、施設を活用した啓発による住民のごみ処理への理解促進等に資するものであることから、市町におけるエネルギー回収型の処理施設の整備及び廃プラスチック類等未利用廃棄物のエネルギー利用等に係る取組を促進します。

【平成28年度内容】処理施設整備(改良)時のエネルギー回収設備設置や廃プラ等未利用廃棄物のエネルギー回収・利用の検討等を促進するため、市町等に対する技術的支援を実施。

(4) 食品廃棄物削減等対策

ア 食品廃棄物の再生利用等の推進 [循環型社会課]【新規】

食品廃棄物は、近年、排出量が増大しており、その多くが市町で焼却されていることから、市町と県が連携して、食品廃棄物の発生抑制や、再生利用を推進します。

【平成28年度内容】食品廃棄物排出事業者に係る情報収集や、県・市町の実務者による一般廃棄物排出量等の削減対策検討会において、情報共有や意見交換を実施。

2 サーマルリサイクル：廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用。

3 RDF：Refuse Derived Fuel（ごみ固形燃料）の略。ごみに含まれる厨芥・紙などを乾燥・粉砕して石灰などを混ぜ、クレヨン状に成形加工した固形燃料。

第2款 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり

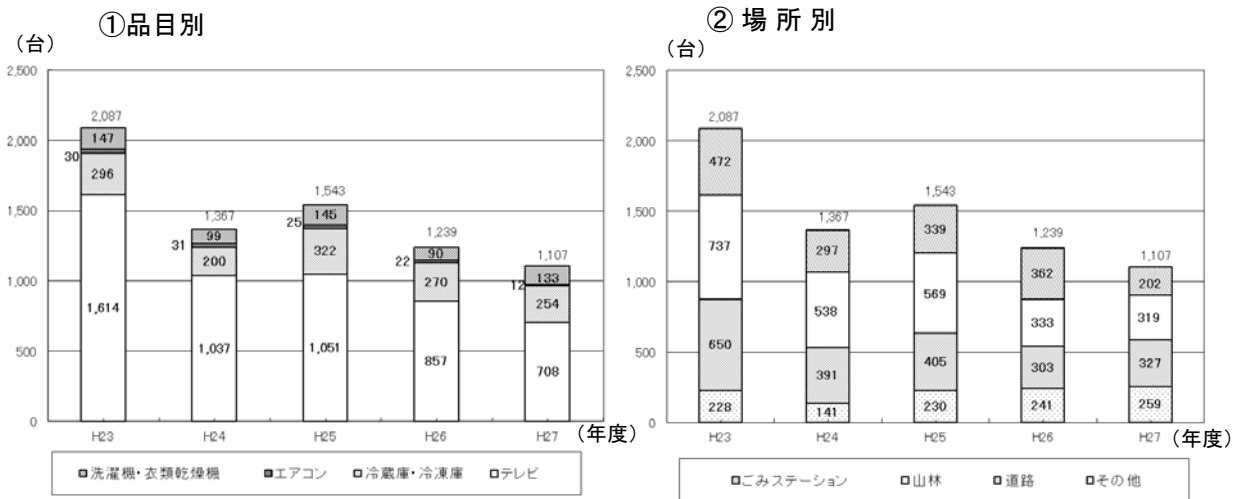
【現状と課題】

(1) 適正処理の状況

廃棄物が適正に処理されるよう、効率的な施設の整備を図るとともに、優良な処理事業者の育成に努める必要があります。

また、廃棄物処理法の規制強化、最終処分場のひっ迫、廃棄物処理費用の増加、各種リサイクル法の施行などにより不法投棄等の不適正処理の増加が懸念されることから、施設への立入検査や不法投棄・不適正処理の防止に積極的に取り組む必要があります。

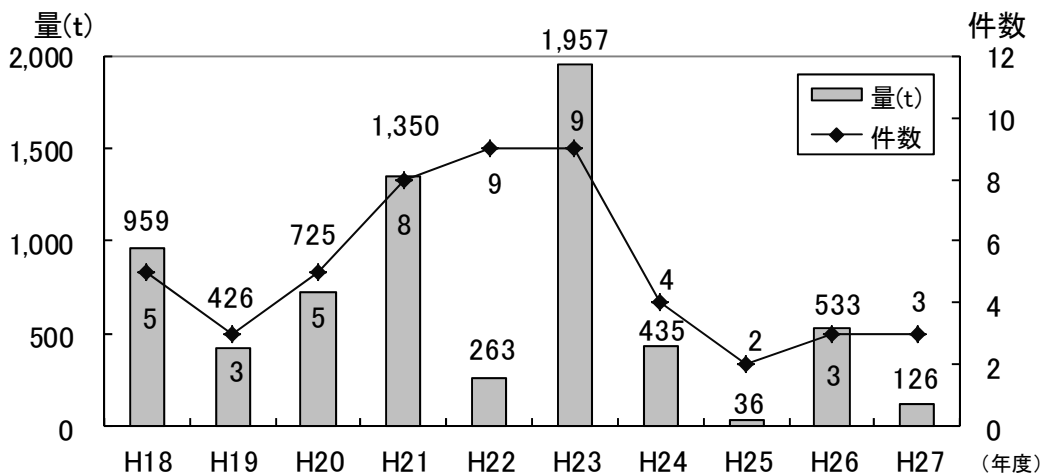
図表 2-2-1 家電リサイクル法対象4品目不法投棄台数



資料：県循環型社会課

資料：県循環型社会課

図表 2-2-2 産業廃棄物不法投棄発生状況（投棄量10トン以上の事案）

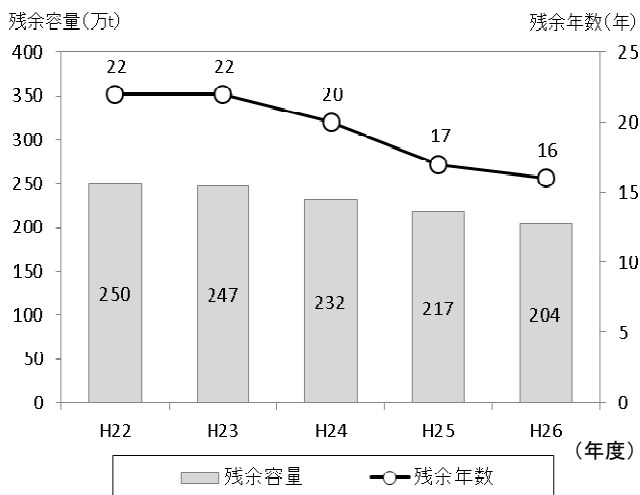


資料：県産業廃棄物対策課

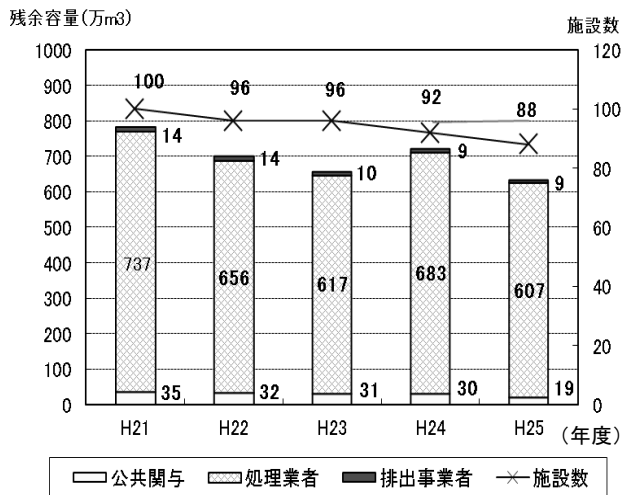
(2) 最終処分場の状況

一般廃棄物、産業廃棄物ともに、最終処分場の残余容量は不足していることから、新規埋立処分場の整備等により最終処分場を確保する必要があります。

図表 2-2-3 一般廃棄物最終処分場の残余容量及び残余年数 図表 2-2-4 産業廃棄物最終処分場の施設数及び残余容量



資料：県循環型社会課



資料：県産業廃棄物対策課

図表 2-2-5 産業廃棄物最終処分場の設置等状況 (平成 25 年度末現在)

区分	施設数				残余容量 (万m ³)				残余年数
	排出事業者	処理業者	公共	計	排出事業者	処理業者	公共	計	
安定型最終処分場 ⁴	4	56	1	61	1	498	1	500	9.3
管理型最終処分場 ⁵	6	19	2	27	8	109	18	135	9.0
計	10	75	3	88	9	607	19	635	9.2

(注1) 表中の施設は、廃棄物処理法第15条の許可対象施設。資料：県産業廃棄物対策課
 (注2) 残余年数は、年度末の残余容量及び当該年度の廃棄物埋立容量から算出することとなり、経済活動等により大きく変動する(平成25年度埋立容量：安定型54万m³、管理型15万m³)。
 (注3) 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

図表 2-2-6 公共関与による埋立処分事業の実施状況 (平成 26 年度末)

名称	埋立面積 (ha)	廃棄物埋立容量 (千m ³)	進捗率 (%)	事業期間	事業主体
箕島地区	32	1,267	80.2	昭和63年10月～	(一財)広島県環境保全公社
出島地区	17	1,900	0.3	平成26年6月～	

資料：県産業廃棄物対策課

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

指標の区分	指標項目 (内容)	単位	基準年度値 (H24)	現状値 (H25)	目標値	目標年度
環境	産業廃棄物の不法投棄件数 (投棄量 10 t 以上)	件	5.6 (H17~26 平均)	³ (H27)	毎年度 5 以下	H32
施策	産業廃棄物の最終処分場の残余年数	年	10.6	9.2	10 以上	

4 安定型最終処分場：産業廃棄物の廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(工作物の除去に伴って生じたコンクリート片等)の最終処分場をいう。

5 管理型最終処分場：産業廃棄物の燃え殻、汚泥、木くず、鋸さい、ばいじん等の最終処分場で、浸出液による公共用水域及び地下水の汚染を防止するため、浸出液処理施設等が設けられている。

1 一般廃棄物の適正かつ効率的な処理

【取組状況】

(1) 適正処理の推進

ア 監視・指導等 [循環型社会課]

一般廃棄物処理施設の適正な維持管理を促進するため、立入検査等を実施しています。

【平成27年度実績・平成28年度内容】立入検査等を実施。

図表 2-2-7 一般廃棄物処理施設立入件数・指導件数（平成27年度）

区 分	立入件数・指導件数
し尿処理施設	60
ごみ処理施設	75
埋立処分地	37
浄化槽	41,754
計	41,926

資料：県循環型社会課

(2) 将来を見据えた関係市町との連携による廃棄物処理の推進

ア 一般廃棄物処理施設整備の促進 [循環型社会課]

一般廃棄物処理施設について、市町等による計画的な施設整備を支援しています。

【平成27年度実績・平成28年度内容】計画的な施設整備を支援。

図表 2-2-8 一般廃棄物処理施設整備状況

区 分	25年度		26年度	
	し尿処理施設	ごみ処理施設	し尿処理施設	ごみ処理施設
施設数	36	71	30	71
施設能力	2,617 kℓ /日	4,785 t /日	2,181kℓ /日	4,785 t /日

資料：県循環型社会課

※ 関連事業：廃棄物エネルギー回収促進事業（P29）

(3) 違法な不用品回収業への対策

ア 違法な不用品回収業に対する指導の強化 [循環型社会課]

廃棄物の収集運搬に必要な許可を受けていないなど、違法な不用品回収と判断される場合は、回収を止めるよう指導しています。

【平成27年度実績・平成28年度内容】市町との連携による、不用品回収業者への立入検査のほか、市町への技術的支援を実施。

(4) 災害廃棄物の処理対策の構築

ア 災害発生時における廃棄物処理体制の検討（災害廃棄物処理計画策定事業） [循環型社会課]【新規】

県内において発生が懸念される災害に対して、災害廃棄物発生量の推計、必要な仮置場面積や、既存施設での処理可能量の把握など必要事項を整理し、災害廃棄物処理体制の検討を行います。

【平成27年度実績】協定を締結した関係団体との情報交換等により、協力体制の継続を確保。国が設置するブロック協議会への参加及び情報収集。

【平成28年度内容】平成27年度取組の継続。県の災害被害想定等をもとに災害廃棄物対策に係る基礎調査を行い、市町及び県の災害廃棄物処理計画策定検討の基礎資料等を整理。

イ 広域的な相互協力体制の整備 [循環型社会課・産業廃棄物対策課]

広範囲な災害に備え、広域的な相互協力体制整備を推進しています。県は、市町による収集、運搬及び処分が困難と認められる場合に、災害廃棄物が迅速かつ円滑に処理されるよう、関係団体4団体と支援協力に関する協定を締結しています（累計4団体）。

【平成27年度実績】協定を締結した関係団体との情報交換等により、協力体制の継続を確認。国が設置するブロック協議会への参加及び情報収集。また、8月20日広島市豪雨災害により発生した災害廃棄物を公共関与処分場（出島処分場）で受け入れ、平成28年2月に受入終了。

【平成28年度内容】平成27年度取組の継続。

(5) 海ごみ対策の推進

ア セとうち海岸漂着ごみ対策推進事業 [循環型社会課]

県、市町等が連携・協力して、海ごみ対策を推進しています。

【平成27年度実績】海岸清掃活動状況調査の実施、県関係機関、関係市町・団体等との海底・漂流・漂着ごみ対策に係る意見交換、漁業系ごみの原因となる関係事業者等との連携・協力の促進（平成27年度事業終了、平成28年度は海ごみ対策関連推進事業[環境保全課]に移行）。

イ 海ごみ対策関連推進事業 [環境保全課]（再掲）

海岸清掃に楽しめる工夫を取り入れることにより、多くの県民の環境保全活動への参加を促進するとともに、海岸をきれいにすることで地域の魅力や価値を向上させ、地域の活性化を図ります。

【平成28年度内容】一斉清掃活動の実施：市町における自主的かつ継続的な海岸清掃活動の取組の拡大を図るため、宮島において、スポーツGOMI拾い、エコツアー等、楽しめる工夫を取り入れた海岸一斉清掃をモデル事業として実施。

海岸漂着物等対策推進地域計画の策定及び検討会の設置：県内の海岸漂着物の実態を、海岸漂着物特性調査により把握。また、海岸漂着物処理推進法に基づき、関係者の意見を聴くために沿岸市町、海岸管理者、住民及び利害関係者等で構成する海岸漂着物等対策推進検討会を設置し、同法に基づく地域計画を策定。

2 産業廃棄物の適正処理

【取組状況】

(1) 適正処理の推進

ア 監視・指導等 [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図るため、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者の事業所並びに処理施設の立入検査を実施しています。

【平成27年度実績・平成28年度内容】排出事業者及び処理業者の立入検査を実施。

図表 2-2-9 事業所立入検査件数（平成27年度）

区分	立入検査件数	延指導件数
産業廃棄物排出事業者	919	103
産業廃棄物処理業者	852	69
計	1,771	172

資料：県産業廃棄物対策課

適正かつ効率的・安定的な
廃棄物処理を支える社会づくり

イ ダイオキシン類等対策事業 [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物焼却施設のダイオキシン類対策を推進するため、排出ガスの行政検査を実施し基準の適合状況を監視しています。

【平成27年度実績・平成28年度内容】排出ガスの行政検査を実施。平成27年度の実績は4施設。

ウ PCB⁶廃棄物処理促進事業 [産業廃棄物対策課]

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB廃棄物特別措置法）」に基づき策定したPCB廃棄物処理計画により、適正保管の徹底及び安全で計画的な搬出・処理等を指導しています。

また、中小企業者の処理費用負担額の軽減を図るため、国及び他の都道府県と協調して、(独)環境再生保全機構のPCB廃棄物処理基金へ拠出しています。

【平成27年度実績・平成28年度内容】PCB廃棄物の保管及び処理の状況を把握するとともに、適正保管及び適正処理を指導。なお、平成26年度届出状況は次表のとおり。

図表 2-2-10 PCB廃棄物保管等届出状況（平成27年3月31日）

種 類 (単位)	保管中	使用中
高 圧 ト ラ ン ス (台)	127	82
高 圧 コ ン デ ン サ (台)	1,433	283
低 圧 ト ラ ン ス (台)	265	2
低 圧 コ ン デ ン サ (台)	10,518	49
柱 上 ト ラ ン ス (台)	38,857	21
安 定 器 (台)	51,758	1,511
P C B (k g)	1,427	—
P C B を 含 む 油 (k g)	38,765	—
感 圧 複 写 紙 (ノーカーボン紙) (k g)	14,833	—
ウ エ ス (k g)	35,672	—
そ の 他 機 器 (台)	5,745	1,881
届 出 事 業 所 数	1,408	—

(注) 容量で報告されたものは重量に換算

資料：県産業廃棄物対策課

エ 廃棄物排出事業者責任強化対策事業 [産業廃棄物対策課]

平成20年度から排出事業者⁷にマニフェスト交付状況報告が義務化されるなど排出事業者責任が強化されたことから、廃棄物処理法に関する知識の向上を図るため排出事業者講習会を開催し、排出事業者責任の徹底を指導しています。

【平成27年度実績・平成28年度内容】排出事業者⁷にマニフェスト交付状況報告書の提出を周知し、法規制等に係る講習会を開催。排出事業者指導員を配置し、排出事業者責任の徹底を指導。

6 PCB：ポリ塩化ビフェニル。絶縁性、不燃性などの特性から電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていたが、昭和43年のカネミ油症事件によりその毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造が行われていない。しかし、処理施設が無かったため、長期にわたりほとんどの処理が行われないまま大量に保管が続いている状況にあったが、近年その処理が進み始めている。

7 マニフェスト（産業廃棄物管理票）：産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理委託する際、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する管理票。

オ 優良な産業廃棄物処理業者の育成（産業廃棄物処理情報管理推進事業） [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物処理業者等における電子マニフェストの導入や、優良認定の取得や社会貢献の活動を支援し、優良な処理業者の育成、業界の健全な発展を促進しています。

【平成27年度実績・平成28年度内容】産業廃棄物処理業者等の電子マニフェストの導入、優良認定の取得及び社会貢献の活動を支援。

図表 2-2-11 補助事業の概要

実施主体	(一社) 広島県資源循環協会		
事業名	電子マニフェスト導入事業	優良業者支援事業	社会貢献事業
事業内容	協会が独自開発したシステムにより電子マニフェストの導入を支援	優良認定を取得するための協会の取組を支援	不法投棄された廃棄物の撤去等地域社会へ貢献し県民理解を深める協会の取組を支援
補助率	1/2		
補助金額	4,000千円		

(2) 処理施設の確保

ア 公共関与処分場による廃棄物適正処理事業（平成27年度：公共関与廃棄物処分場整備事業）

[産業廃棄物対策課]

【平成27年度実績】箕島処分場及び出島処分場において、廃棄物の受入を実施。

【平成28年度内容】公共関与処分場の運営主体である（一財）広島県環境保全公社と連携して適正な管理・運営を実施。

3 廃棄物不法投棄防止対策

【取組状況】

(1) 不法投棄防止に向けた啓発、監視の強化

ア 監視・パトロール（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

「不法投棄110番」による情報収集、車両、ヘリコプター及び船舶を使用した監視パトロールを実施し、早期発見・早期是正に努めています。また、産業廃棄物運搬車両検査を実施し、運搬先及び運搬先業者の許可状況等を確認し、不法投棄を防止しています。

【平成27年度実績・平成28年度内容】不法投棄監視パトロールや産業廃棄物収集運搬車両検査を実施。

平成27年度実施件数は次表のとおり。

図表 2-2-12 実施件数（平成27年度）

項目	実施件数
車両によるパトロール	76
ヘリコプターによるパトロール	19
船舶によるパトロール	12
産業廃棄物運搬車両検査	78

資料：県産業廃棄物対策課

8 不法投棄110番：広く県民から不法投棄に関する情報を収集し、不法投棄の早期解決を図るため、県産業廃棄物対策課内に設置された専用ファクシミリのこと。(FAX: 082-211-5374)

イ 不法投棄対策班の活動（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

現職警察官、警察官OB及び県職員で構成する不法投棄対策班により、不適正処理の監視、是正等の指導を行い、早期発見・早期是正による事案の拡大防止を図っています。

【平成27年度実績・平成28年度内容】不法投棄110番、関係機関の要請等を受けて、不法投棄等の不適正処理に対して早期対応を実施。平成27年度は延べ771回出動。

ウ 市町職員の併任制度（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

市町職員が産業廃棄物の立入検査を行うため、県職員として併任する制度を導入し、不法投棄等の監視体制を強化しています。

【平成27年度実績・平成28年度内容】7市5町の市町併任職員による産業廃棄物事案等の立入検査を実施。平成27年度は72件の立入検査実績。

エ 地区不法投棄防止連絡協議会の設置（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

厚生環境事務所・支所の管轄区域毎に、厚生環境事務所・支所、市町、警察及び海上保安部などで構成する地区不法投棄防止連絡協議会を設置し、不法投棄防止の啓発、情報交換等を実施しています。

【平成27年度実績・平成28年度内容】協議会を開催し関係機関と不法投棄防止の啓発、情報交換等を実施。平成27年度は7地区で開催。

オ 業界団体との不法投棄通報協定の締結 [産業廃棄物対策課]

不法投棄の早期発見、早期対応を図るため、業界団体と不法投棄通報協定を締結し、不法投棄等の監視体制を強化しています。

【平成27年度実績】協定を締結した広島県資源循環協会、建設業団体等の5団体に対して、不法投棄の早期発見、早期通報等を依頼。

【平成28年度内容】他の団体との協定締結を進め、不法投棄の監視体制を強化。

(2) 市町の不法投棄防止対策に対する支援

ア 地域廃棄物対策支援事業 [循環型社会課]

市町等が実施する不法投棄防止対策事業を支援し、不法投棄の未然防止及び早期発見・早期是正を図っています。

(ア) 不法投棄防止対策事業

項目	内容
実施主体	市町（一部事務組合を含む。）
対象事業	① 不法投棄監視事業 住民団体・民間警備会社への監視パトロール委託、監視カメラ、防止ネット・防止柵等 ② 不法投棄防止に関する普及啓発事業 不法投棄防止パンフレット・看板、講習会、広報活動、不法投棄防止大会、住民参加による不法投棄廃棄物及び海ごみの回収・撤去の作業委託等 ③ その他関連事業 不法投棄を防ぐための環境整備事業等
補助率	1/2以内
補助限度額	4,500千円～15,000千円/市町

【平成27年度実績】

実施市町数	主な事業内容						補助金交付額
	監視パトロール	監視カメラ	防止ネット、防止柵	パンフレット、看板等	廃棄物等の回収処理(住民参加)	海ごみの回収処理(住民参加)	
23市町	16市町	8市町	5市町	17市町	11市町	5市町	54,612千円

【平成28年度内容】市町等が実施する不法投棄防止対策事業を支援。

(イ) 不法投棄廃棄物等の撤去処分事業

項目	内容
実施主体	市町（一部事務組合を含む。）
対象事業	① 不法投棄廃棄物撤去処分事業 不法投棄された廃棄物の撤去・処分等（撤去後、当該地において不法投棄の未然防止対策を行うものに限る。） ② 海岸漂着ごみ撤去処分事業 海浜等において発生した漂着ごみの撤去・処分等（危険な箇所や海上からしか接近できない海岸等、通常のボランティア清掃が困難な場所で行うものに限る。） ③ 廃棄物類似処理困難物撤去処分事業 廃屋など、廃棄物に類似するものの解体・撤去・処分等（市町のまちづくりに関する計画により対策が必要なものに限る。）
補助率	1/2 以内

【平成 27 年度実績】

実施市町数	事業内容			補助金 交付額
	不法投棄廃棄物撤去処分事業	海岸漂着ごみ撤去処分事業	廃棄物類似処理困難物 撤去処分事業	
8 市町	3 市 4 町	1 市 1 町	—	7,223 千円

【平成 28 年度内容】市町等が実施する不法投棄廃棄物等の撤去処分事業を支援。